

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成23年4月19日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	岡部喜代子
裁判官	那須弘平
裁判官	田原睦夫
裁判官	大谷剛彦
裁判官	寺田逸郎
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成21年10月8日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成23年4月19日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官</p>	

当 事 者 目 録

申立人 独立行政法人Y
相手方 国